

平成 30 年第 4 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年 4 月20日（金）午後 4 時00分より

2 場 所 北海道伊達市役所第 2 庁舎 第 1 会議室

3 出席委員

農業委員

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1 番 八木沼 保幸 | 2 番 佐藤 和信 | 3 番 菅原 健一 |
| 4 番 畠山 義則  | 5 番 梅津 和美 | 6 番 矢野 雅宏 |
| 7 番 森 正一   | 8 番 三木 克輝 | 9 番 菅原 俊和 |

農地利用最適化推進委員

|        |        |       |       |
|--------|--------|-------|-------|
| 板東 俊昭  | 眞柳 昭夫  | 広瀬 英俊 | 遊佐 義秀 |
| 松下 敬夫  | 佐藤 修   | 小貫 豊  | 阿部 宏昭 |
| 白土 健一郎 | 佐々木 園美 |       |       |

4 欠席委員

5 農業委員会事務局職員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 事務局長 櫛田 太郎 | 農地係長 安藤 雅史 | 農地係主任 千葉 悠太 |
|------------|------------|-------------|

平成30年第4回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容                            | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|------------------------------------|----------|---|----------|----|
| 報告第1号 | 農地法第5条の規定による届出について                 | 1        | 1 | 承        |    |
| 報告第2号 | 現況証明届出専決処分について                     | 1        | 2 | 承        |    |
| 議案第1号 | 農地法第3条の許可申請について                    | 1        | 3 | 可        |    |
|       |                                    | 2        | 3 | 可        |    |
|       |                                    | 3        | 3 | 可        |    |
| 議案第2号 | 農用地利用集積計画の決定について                   | 1-1      | 4 | 可        |    |
|       |                                    | 1-2      | 4 | 可        |    |
|       |                                    | 1-3      | 4 | 可        |    |
| 議案第3号 | 現況証明について                           | 1        | 5 | 可        |    |
|       |                                    | 2        | 5 | 可        |    |
| 議案第4号 | 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について |          | 6 | 可        |    |
| 議案第5号 | 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について     |          | 6 | 可        |    |
| 以下余白  |                                    |          |   |          |    |

会長 それでは、ただいまから、平成30年第4回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中9名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、報告2件、議案5件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、欠席委員はおりません。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成30年5月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号1番、八木沼保幸委員、並びに議席番号2番、佐藤和信委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、報告第1号、農地法第5条の規定による届出についてを報告いたします。このことについて、認定電気通信事業に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届け出がありましたので、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第14号の規定により農地転用の許可は不要であることの通知を行ったので報告します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第1号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、報告第2号、現況証明届出専決処分についてを報告いたします。このことについて、次のとおり現況証明を交付したので報告します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第2号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、議案第1号、農地法第3条の許可申請について上程します。このことについて、次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、委員会の審議を求めます。

それでは、番号1及び番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号、番号1及び番号2について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号2について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号2については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号3ですが小貫委員の案件であることから、会議規則第10条の規定に準じて審議の間、小貫委員の退席をお願いします。

(小貫委員退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第1号、番号3について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。番号3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号3について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号3については許可処分相当といたします。

(小貫委員着席)

会長 小貫委員に報告します。番号3については原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められたので、委員会の審議を求めます。あわせて、所有権を取得した者から請求があるときは、嘱託登記を行うものとします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第2号について議案書をもとに説明)

会長 それでは、審議に入ります。1-1について、発言のある方は挙手願います。

遊佐推進委員 長和町の水田にしては、反あたり13万くらいと少し安くなっております。その件の説明をさせていただきます。この場所は、長和の海岸寄りの水田ですが、現状は笹林というか耕作放棄地に近い状態になっておりまして、何年も耕作されておりません。持ち主から土地改良区に水利税がかかっている困っていますと相談がありまして、隣地の●●さんに借りるか、買っていただく

かの相談をしたところ、あまり高くない金額であれば、ということでこの金額で買っていただいたという経緯でございます。

会長 他に発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。1-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、1-1については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、1-2について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

1-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、1-2については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、1-3について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

1-3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、1-3については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、議案第3号、現況証明についてを上程いたします。このことについて、次のとおり証明の願い出がありましたので、証明を発給することについて、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第3号について議案書をもとに説明)

会長 番号1について、地区担当委員より、現況調査の結果を説明願います。

広瀬推進委員 3月28日、地区担当委員3名と事務局2名で現地を見てまいりました。現地調査内容は事務局が説明したとおり、採石現場となっており農地として利用されていなかったことを確認してきました。場所は高速道路の北側で、洞爺湖町との境目に近い箇所にあります。以上です。

会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号1については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会長 次に、番号2について地区担当委員より現況調査の結果を説明願います。

森農業委員 4月10日、地区担当委員3名と事務局2名で現地を見てまいりました。場所は北稀府の山樹園を海岸方面へ降りていき、踏切を渡ったすぐ横の土地になります。現地調査内容は、事務局

が説明したとおり、数十年来の未耕作地であり、雑木、ヨシ等の雑草が繁茂しており、農地として利用されていなかったことを確認してきました。以上です。

会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号2については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会長 次に、議案第4号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてと議案第5号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第4号、第5号について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明に対して発言のある方は挙手願います。

菅原農業委員 議案第4号のIV遊休農地に関する措置に関する評価の3番目の活動実績とあるのですが、この中で農地の利用意向調査をすることになっていたようですが、調査してないような気がするのですが。

農地係主任 農地の利用状況調査というのが、昨年、委員の皆さんと一緒に回っていただきました現地の確認でありまして、その上で発見された遊休農地について所有者に、この遊休農地をどうされますか、と意向を確認する調査なのですが、今回は対象がなかったということで空欄になっております。

農地係長 実際、一昨年よりも遊休農地は増えておらず、意向調査は前年以前に行っておりますので、それ以上の意向は確認しなくてよいということになりました。新たに出てきた場合は意向調査を行うことになっております。

会長 他に発言のある方は挙手願います。

八木沼委員 違反転用という言葉がありますが、具体的にどんな事例があるのか知りたいのですが。

農地係長 今のところ事例はありませんが、例えば無断で岩石採取されたとか、転用許可されていないところに家を建てたとか、農地を農地以外のものに無断でした場合に違反転用となります。

会長 他に発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。議案第4号について意見を募集することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、原案のとおり意見を募集することといたします。

会長 次に、議案第5号について意見を募集することに賛成の農業委員は、挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、原案のとおり意見を募集することといたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回農業委員会総会を閉会いたします。

平成 30 年第 5 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年 5 月25日（金）午前 9 時30分より

2 場 所 北海道伊達市役所第 2 庁舎 第 1 会議室

3 出席委員

農業委員

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1 番 八木沼 保幸 | 2 番 佐藤 和信 | 3 番 菅原 健一 |
| 4 番 畠山 義則  | 5 番 梅津 和美 | 6 番 矢野 雅宏 |
| 7 番 森 正一   | 8 番 三木 克輝 | 9 番 菅原 俊和 |

農地利用最適化推進委員

|        |        |       |       |
|--------|--------|-------|-------|
| 板東 俊昭  | 眞柳 昭夫  | 広瀬 英俊 | 遊佐 義秀 |
| 松下 敬夫  | 佐藤 修   | 小貫 豊  | 阿部 宏昭 |
| 白土 健一郎 | 佐々木 園美 |       |       |

4 欠席委員

5 農業委員会事務局職員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 事務局長 櫛田 太郎 | 農地係長 安藤 雅史 | 農地係主任 千葉 悠太 |
|------------|------------|-------------|



平成30年第5回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容                             | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|-------------------------------------|----------|---|----------|----|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について          | 1        | 1 | 承        |    |
|       |                                     | 2        | 1 | 承        |    |
| 報告第2号 | 現況証明届出専決処分について                      | 1        | 2 | 承        |    |
|       |                                     | 2        | 2 | 承        |    |
| 議案第1号 | 農地法第3条の許可申請について                     | 1        | 3 | 可        |    |
|       |                                     | 2        | 3 | 可        |    |
| 議案第2号 | 農用地利用集積計画の決定について                    | 2-1      | 4 | 可        |    |
|       |                                     | 2-2      | 4 | 可        |    |
|       |                                     | 2-3      | 4 | 可        |    |
|       |                                     | 2-4      | 4 | 可        |    |
|       |                                     | 2-5      | 5 | 可        |    |
|       |                                     | 2-6      | 5 | 可        |    |
|       |                                     | 2-7      | 5 | 可        |    |
| 議案第3号 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について          | 1        | 6 | 可        |    |
|       |                                     | 2        | 6 | 可        |    |
| 議案第4号 | 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）の設定について |          | 7 | 可        |    |
|       | 以下余白                                |          |   |          |    |

会長 それでは、ただいまから、平成30年第5回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中9名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、報告2件、議案4件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、欠席委員はおりませんが、推進委員の遊佐委員から20分から30分程度遅刻する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成30年6月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番、菅原健一委員、並びに議席番号4番、畠山義則委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを報告いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第1号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、報告第2号、現況証明届出専決処分についてを報告いたします。このことについて、次のとおり現況証明を交付したので報告します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第2号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、議案第1号、農地法第3条の許可申請についてを上程します。このことについて、次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。

阿部推進委員 使用貸借ということは、使用料は無料ということですか。

事務局 議案第1号の番号1、番号2ともに、貸主の方から自分で耕作するのも場所が遠すぎて通うのも困難ということで、地域で借り手を探してはいたのですが、なかなか見つからず、周辺で耕作していた方に無償でもいいので借りてほしいとお願いしまして、使用料は無料となりました。そのかわり、借主が土地改良区の賦課金や、水路の清掃等も一手に引き受けてもらうことになっております。

阿部推進委員 管理費も含めて無料ということですね、わかりました。

会長 他に発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号2について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号2については許可処分相当といたします。

会長 次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められたので、委員会の審議を求めます。あわせて、所有権を取得した者から請求があるときは、嘱託登記を行うものとします。

それでは、2-1及び2-2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第2号、2-1及び2-2について議案書をもとに説明)

会長 それでは、審議に入ります。2-1について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。2-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、2-1については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、2-2について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。2-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、2-2については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、2-3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第2号、2-3について議案書をもとに説明）

会長 それでは、審議に入ります。2-3について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。

それでは採決します。2-3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、2-3については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、2-4から2-7について、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第2号、2-4から2-7について議案書をもとに説明）

会長 それでは、審議に入ります。2-4について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。

それでは採決します。2-4について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、2-4については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、2-5について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

2-5について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、2-5については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、2-6について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

2-6について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、2-6については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、2-7について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

2-7について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、2-7については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを上程します。

このことについて、伊達市長より農業振興地域整備計画の変更に係る意見書を求められたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第3号について議案書をもとに説明）

会長 それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明に対して発言のある方は、挙手願います。  
よろしいですか。それでは採決します。原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、議案第3号については、計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

(委員挙手)

会長 次に、議案第4号、農地法第3条2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）の設定についてを上程します。このことについて、別段の面積を設定することについて委員会の審議を求めます。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第4号について議案書をもとに説明)

会長 それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明に対して発言のある方は、挙手願います。  
よろしいですか。それでは採決します。原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、本件については、原案のとおり別段の面積を定めることといたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第5回農業委員会総会を閉会いたします。

平成30年第6回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年6月25日（月）午前9時30分より

2 場 所 北海道伊達市役所第2庁舎 第1会議室

3 出席委員

農業委員

|           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1番 八木沼 保幸 | 3番 菅原 健一 | 4番 畠山 義則 |
| 5番 梅津 和美  | 6番 矢野 雅宏 | 7番 森 正一  |
| 8番 三木 克輝  | 9番 菅原 俊和 |          |

農地利用最適化推進委員

|        |       |       |        |
|--------|-------|-------|--------|
| 板東 俊昭  | 眞柳 昭夫 | 広瀬 英俊 | 遊佐 義秀  |
| 松下 敬夫  | 小貫 豊  | 阿部 宏昭 | 白土 健一郎 |
| 佐々木 園美 |       |       |        |

4 欠席委員

農業委員

2番 佐藤 和信

農地利用最適化推進委員

佐藤 修

5 農業委員会事務局職員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 事務局長 櫛田 太郎 | 農地係長 安藤 雅史 | 農地係主任 千葉 悠太 |
|------------|------------|-------------|

平成30年第6回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容          | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|------------------|----------|---|----------|----|
| 報告第1号 | 現況証明届出専決処分について   | 1        | 1 | 承        |    |
| 議案第1号 | 農用地利用集積計画の決定について | 3-1      | 2 | 可        |    |
|       |                  | 3-2      | 2 | 可        |    |
|       |                  | 3-3      | 2 | 可        |    |
|       |                  | 3-4      | 2 | 可        |    |
|       |                  | 3-5      | 2 | 可        |    |
| 議案第2号 | 現況証明について         | 1        | 3 | 可        |    |
| 以下余白  |                  |          |   |          |    |

会長 それでは、ただいまから、平成30年第6回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中8名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、報告1件、議案2件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、議席番号2番、佐藤和信委員及び推進委員の佐藤修委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成30年7月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号5番、梅津和美委員並びに議席番号6番、矢野雅宏委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、報告第1号、現況証明届出専決処分についてを報告いたします。このことについて、次のとおり現況証明を交付したので報告します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第1号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号について議案書をもとに説明）

会長 それでは、審議に入ります。3-1について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。

それでは採決します。3-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、3-1については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、3-2について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

3-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）



会長 賛成多数ですので、3-2については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、3-3について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

3-3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、3-3については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、3-4について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

3-4について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、3-4については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、3-5について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

3-5について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、3-5については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、議案第2号、現況証明についてを上程いたします。このことについて、次のとおり証明の願い出がありましたので、証明を発給することについて、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第2号について議案書をもとに説明)

会長 地区担当委員より、現況調査の結果を説明願います。

矢野委員 願出地は、関内の●●農園から関内小学校に入る途中の場所で、地区担当委員3名と事務局1名で現地を見てまいりました。現地調査内容は事務局が説明したとおり、二十年以上の未耕作地であり、農機具、作業小屋が多数置かれており、ヨシ等の雑草が繁茂しており、農地として利用されておりませんでした。以上です。

会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、本件については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これもちまして、平成30年第6回農業委員会総会を閉会いたします。

平成 30 年第 7 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年 7 月25日（水）午前 9 時30分より

2 場 所 北海道伊達市役所第 2 庁舎 第 1 会議室

3 出席委員

農業委員

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1 番 八木沼 保幸 | 2 番 佐藤 和信 | 3 番 菅原 健一 |
| 4 番 畠山 義則  | 5 番 梅津 和美 | 6 番 矢野 雅宏 |
| 7 番 森 正一   | 9 番 菅原 俊和 |           |

農地利用最適化推進委員

|        |       |       |        |
|--------|-------|-------|--------|
| 板東 俊昭  | 眞柳 昭夫 | 広瀬 英俊 | 松下 敬夫  |
| 佐藤 修   | 小貫 豊  | 阿部 宏昭 | 白土 健一郎 |
| 佐々木 園美 |       |       |        |

4 欠席委員

農業委員

8 番 三木 克輝

農地利用最適化推進委員

遊佐 義秀

5 農業委員会事務局職員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 事務局長 櫛田 太郎 | 農地係長 安藤 雅史 | 農地係主任 千葉 悠太 |
|------------|------------|-------------|

平成30年第7回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容          | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|------------------|----------|---|----------|----|
| 報告第1号 | 現況証明届出専決処分について   | 1        | 1 | 承        |    |
|       |                  | 2        | 1 | 承        |    |
|       |                  | 3        | 1 | 承        |    |
| 議案第1号 | 農用地利用集積計画の決定について | 4-1      | 2 | 可        |    |
| 議案第2号 | 現況証明について         | 1        | 3 | 可        |    |
| 以下余白  |                  |          |   |          |    |

会長 それでは、ただいまから、平成30年第7回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中8名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、報告1件、議案2件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、議席番号8番、三木克輝委員及び推進委員の遊佐義秀委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成30年8月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号7番、森正一委員並びに議席番号1番、八木沼保幸委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、報告第1号、現況証明届出専決処分についてを報告いたします。このことについて、次のとおり現況証明を交付したので報告します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第1号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号について議案書をもとに説明）

会長 それでは、審議に入ります。4-1について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。

それでは採決します。4-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、4-1については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、議案第2号、現況証明についてを上程いたします。このことについて、次のとおり証明の願い出がありましたので、証明を発給することについて、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第2号について議案書をもとに説明）

会長 地区担当委員より、現況調査の結果を説明願います。

小貫委員 地区担当委員3名と事務局1名で現地を見てまいりました。願出地の周辺には、住宅が増えており、農地として使用するには困難な状態でした。また、事務局が説明したとおり、ヨモギ等の雑草が多く繁茂しており相当の間、農地として利用されていないことを確認してきました。以上です。

会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、本件については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第7回農業委員会総会を閉会いたします。

平成 30 年第 8 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年 8 月24日（金）午前 9 時30分より

2 場 所 北海道伊達市役所第 2 庁舎 第 1 会議室

3 出席委員

農業委員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2 番 佐藤 和信 | 3 番 菅原 健一 | 4 番 畠山 義則 |
| 5 番 梅津 和美 | 6 番 矢野 雅宏 | 7 番 森 正一  |
| 8 番 三木 克輝 | 9 番 菅原 俊和 |           |

農地利用最適化推進委員

|        |        |       |       |
|--------|--------|-------|-------|
| 板東 俊昭  | 眞柳 昭夫  | 広瀬 英俊 | 遊佐 義秀 |
| 松下 敬夫  | 佐藤 修   | 小貫 豊  | 阿部 宏昭 |
| 白土 健一郎 | 佐々木 園美 |       |       |

4 欠席委員

農業委員

1 番 八木沼 保幸

5 農業委員会事務局職員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 事務局長 櫛田 太郎 | 農地係長 安藤 雅史 | 農地係主任 千葉 悠太 |
|------------|------------|-------------|

平成30年第8回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容            | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|--------------------|----------|---|----------|----|
| 報告第1号 | 農地法第4条の規定による届出について | 1        | 1 | 承        |    |
| 報告第2号 | 現況証明届出専決処分について     | 1        | 2 | 承        |    |
|       |                    | 2        | 2 | 承        |    |
|       |                    | 3        | 2 | 承        |    |
| 議案第1号 | 現況証明について           | 1        | 3 | 可        |    |
|       |                    | 2        | 3 | 可        |    |
|       |                    | 3        | 3 | 可        |    |
| 以下余白  |                    |          |   |          |    |

会長 それでは、ただいまから、平成30年第8回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中8名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、報告2件、議案1件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、議席番号1番、八木沼保幸委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成30年9月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号8番、三木克輝委員並びに議席番号2番、佐藤和信委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、報告第1号、農地法第4条の規定による届出についてを報告いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第1号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、報告第2号、現況証明届出専決処分についてを報告いたします。このことについて、次のとおり現況証明を交付したので報告します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第2号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、議案第1号、現況証明についてを上程いたします。このことについて、次のとおり証明の願い出がありましたので、証明を発給することについて、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （番号1から番号3まで議案書をもとに説明）

会長 番号1について地区担当委員より、現況調査の結果を説明願います。



松下委員 地区担当委員3名と事務局1名で現地を見てまいりました。願出地は、清住会館から少し上がった所で、確かに昔は農地でしたが、50年ほど前に植林されてからは山林です。また、事務局の説明したとおり一昨年と昨年の台風で木が倒れたりしたことで伐採され、切り株がそのままの状態になっており、農地・採草放牧地以外と確認してきました。以上です。

会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号1については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会長 次に、番号2について地区担当委員より、現況調査の結果を説明願います。

畠山委員 願出地は、パイプライン道路から石川町にぬける途中の●●牧場から西側の山の方に上がった所です。途中からは徒歩でしか行けない山林や牧草地をぬけた先の場所で、現地はヨシ等の雑草が生えており、20年以上は農地として利用されていなかったことを、地区担当委員3名と事務局1名で確認してきました。以上です。

会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号2については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会長 次に、番号3について地区担当委員より、現況調査の結果を説明願います。

三木委員 願出地は、有珠のラーメン屋●●軒から登山道を200m上がった右側の、●●協会の駐車場の横にあり、事務局が説明したとおり、ヨモギ等の雑草が多く繁茂しており十数年来、農地として利用されていないことを、地区担当委員2名と事務局1名で確認してきました。以上です。

会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号3については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもって、平成30年第8回農業委員会総会を閉会いたします。

平成 30 年第 9 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年 9 月25日（火）午前 9 時30分より

2 場 所 北海道伊達市役所第 2 庁舎 第 1 会議室

3 出席委員

農業委員

2 番 佐藤 和信      3 番 菅原 健一      5 番 梅津 和美

6 番 矢野 雅宏      7 番 森 正一      8 番 三木 克輝

9 番 菅原 俊和

農地利用最適化推進委員

板東 俊昭      眞柳 昭夫      広瀬 英俊      遊佐 義秀

松下 敬夫      佐藤 修      小貫 豊      阿部 宏昭

白土 健一郎      佐々木 園美

4 欠席委員

農業委員

1 番 八木沼 保幸      4 番 畠山 義則

5 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛田 太郎      農地係長 安藤 雅史      農地係主任 千葉 悠太

平成30年第9回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容          | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|------------------|----------|---|----------|----|
| 議案第1号 | 農用地利用集積計画の決定について | 5-1      | 1 | 可        |    |
|       |                  | 5-2      | 1 | 可        |    |
| 以下余白  |                  |          |   |          |    |

会長 それでは、ただいまから、平成30年第9回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中7名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、議案1件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、議席番号1番、八木沼保幸委員及び議席番号4番、畠山義則委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成30年10月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番、菅原健一委員並びに議席番号5番、梅津和美委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められたので、委員会の審議を求めます。あわせて、所有権を取得した者から請求があるときは、嘱託登記を行うものとします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号について議案書をもとに説明）

会長 それでは、審議に入ります。5-1について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。

それでは採決します。5-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、5-1については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、5-2について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

5-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、5-2については原案のとおり決定いたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

平成 30 年第 10 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年10月25日（木）午前9時30分より

2 場 所 北海道伊達市役所第2庁舎 第1会議室

3 出席委員

農業委員

1 番 八木沼 保幸      2 番 佐藤 和信      3 番 菅原 健一

4 番 畠山 義則      6 番 矢野 雅宏      7 番 森 正一

8 番 三木 克輝      9 番 菅原 俊和

農地利用最適化推進委員

板東 俊昭      眞柳 昭夫      広瀬 英俊      遊佐 義秀

松下 敬夫      佐藤 修      小貫 豊      佐々木 園美

4 欠席委員

農業委員

5 番 梅津 和美

農地利用最適化推進委員

阿部 宏昭      白土 健一郎

5 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛田 太郎      農地係長 安藤 雅史      農地係主任 千葉 悠太

平成30年第10回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容            | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|--------------------|----------|---|----------|----|
| 報告第1号 | 農地法第5条の規定による届出について | 1        | 1 | 承        |    |
| 報告第2号 | 現況証明届出専決処分について     | 1        | 2 | 承        |    |
| 議案第1号 | 農用地利用集積計画の決定について   | 6-1      | 3 | 可        |    |
|       |                    | 6-2      | 3 | 可        |    |
| 議案第2号 | 現況証明について           | 1        | 4 | 可        |    |
|       |                    | 2        | 4 | 可        |    |
|       |                    | 3        | 4 | 可        |    |
| 以下余白  |                    |          |   |          |    |

会長 それでは、ただいまから、平成30年第10回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中8名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、報告2件、議案2件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、議席番号5番、梅津和美委員、推進委員の阿部宏昭委員及び白土健一郎委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成30年11月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号4番、畠山義則委員並びに議席番号6番、矢野雅宏委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、報告第1号、農地法第5条の規定による届出についてを報告いたします。このことについて、認定電気通信事業に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届け出がありましたので、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第14号の規定により農地転用の許可は不要であることの通知を行ったので報告します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第1号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、報告第2号、現況証明届出専決処分についてを報告いたします。このことについて、次のとおり現況証明を交付したので報告します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第2号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められたので、委員会の審議を求めます。あわせて、所有権を取得した者から請求があるときは、嘱託登記を行うものとします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（議案第1号について議案書をもとに説明）

会長 それでは、審議に入ります。6-1について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。

それでは採決します。6-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、6-1については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、6-2について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

6-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、6-2については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、議案第2号、現況証明についてを上程いたします。このことについて、次のとおり証明の願い出がありましたので、証明を発給することについて、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（議案第2号について議案書をもとに説明）

会長 番号1について地区担当委員より、現況調査の結果を説明願います。

菅原委員 願出地は、末永変電所よりも下の方で、周りは市街化調整区域なのですが、50戸連坦で住宅が建っております。10月15日に現地を見てきましたが、人の背丈ほどのヨシ、ヨモギ等の雑草が繁茂しており、農地として利用されてなかったことを、地区担当委員3名と事務局1名で確認してきました。以上です。

会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会長 次に、番号2について地区担当委員より、現況調査の結果を説明願います。

畠山委員 場所は、先月の作況調査をした付近で、国道から10mほど中に入った所にあります。現地はヨモギ、アカザ等の雑草が繁茂しており、10年以上は農地として利用されていなかったことを、10月11日、地区担当委員3名と事務局1名で確認してきました。以上です。



会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号2については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会長 次に、番号3について地区担当委員より、現況調査の結果を説明願います。

三木委員 10月12日、地区担当委員3名と事務局1名で確認してきました。現地は、数十年来、通路として利用されており、農地としては利用されておりません。取り付け道路から入口に水路がありまして、噴火の際に作られた橋が架かっているのですが、数十年来それを使用している関係で移設は不可能と判断しました。以上です。

会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号3については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第10回農業委員会総会を閉会いたします。

平成 30 年第 11 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年11月26日（月）午前10時00分より

2 場 所 北海道伊達市役所第2庁舎 第1会議室

3 出席委員

農業委員

1 番 八木沼 保幸      2 番 佐藤 和信      3 番 菅原 健一

4 番 畠山 義則      5 番 梅津 和美      6 番 矢野 雅宏

7 番 森 正一      8 番 三木 克輝      9 番 菅原 俊和

農地利用最適化推進委員

板東 俊昭      眞柳 昭夫      広瀬 英俊      遊佐 義秀

佐藤 修      小貫 豊      阿部 宏昭      白土 健一郎

佐々木 園美

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員

松下 敬夫

5 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛田 太郎      農地係長 安藤 雅史      農地係主任 千葉 悠太

経済環境部農務課職員

農務課長 佐々木 剛      農政係長 伊藤 大輔

平成30年第11回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容                    | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|----------------------------|----------|---|----------|----|
| 報告第1号 | 農地法第5条の届出専決処分について          | 1        | 1 | 承        |    |
|       |                            | 2        | 1 | 承        |    |
| 報告第2号 | 現況証明届出専決処分について             | 1        | 2 | 承        |    |
| 議案第1号 | 農地法第3条の許可申請について            | 1        | 3 | 可        |    |
|       |                            | 2        | 3 | 可        |    |
|       |                            | 3        | 4 | 可        |    |
| 議案第2号 | 農用地利用集積計画の決定について           | 7-1      | 5 | 継続       |    |
| 議案第3号 | 現況証明について                   | 1        | 6 | 可        |    |
| 議案第4号 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について | 1        | 7 | 可        |    |
|       |                            | 2        | 7 | 可        |    |
|       |                            | 3        | 7 | 可        |    |
|       |                            | 4        | 7 | 可        |    |
| 以下余白  |                            |          |   |          |    |

会長 それでは、ただいまから、平成30年第11回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中8名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、報告2件、議案4件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、議席番号4番、畠山義則委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成30年12月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

また、本日の議案第2号でございますが、先日の総会で説明したように●●農園関係の議案でございます。議案審議の際に農務課が説明員として入室します。事業の詳細は我々、事務局ではお答えできないこともありますので、発言していただきご審議していただきたいと思っております。以上でございます。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号7番、森正一委員並びに議席番号8番、三木克輝委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、報告第1号、農地法第5条の届出専決処分についてを報告いたします。このことについて、次のとおり農地法第5条届出の専決処分を行ったので報告します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第1号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、報告第2号、現況証明届出専決処分についてを報告いたします。このことについて、次のとおり現況証明を交付したので報告します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第2号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、議案第1号、農地法第3条の許可申請についてを上程します。このことについて、次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号2について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号2については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号3について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号3については許可処分相当といたします。

（農務課職員着席）

会長 次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第2号について議案書をもとに説明）

会長 ただ今の説明に補足があれば、農務課より説明をお願いします。

農政係長 （補足説明）

会長 それでは、審議に入ります。7-1について、発言のある方は挙手願います。

遊佐委員 この貸借の金額というのは、反当り計算しますと3万円くらいになりませんか、高いような気がするのですが。

農政係長 その件に関しましては、借主と地権者さんとの協議と言いますか、話合いの中で決めたものでございます。中身としましては、農業委員会から示されております貸借料情報の田と畑の最上位の平均値という数字と、建物が建つということから原状回復料を㎡あたり20円で面積換算しているということになりますので、若干いつもの貸借の方法と他の部分の金額の設定も違ってくるかとは思いますが、その様な内容で示されたということになっております。

遊佐委員 それでは何かあった時の原状回復は地主さんがやるということですか。

農政係長 そういうことになります。建物としてはもちろん●●農園さんの所有物ということにはなりませんけれども。

阿部委員 この賃貸借の敷地内に建物がどういう感じになって、どれだけの建物になるのでしょうか。

農政係長 4月に示された計画段階のものになるのですが、そちらで見ますと1,500㎡くらいの建物、それにプラスアルファで駐車スペースですとか、あとは屋外、室外機の管理的なスペースを設けることになりますので、実際にはもうちょっと違った形にはなりますけれども、農用地内で余る部分はあまりないという感じになります。

阿部委員 実際コンクリートで占めてしまうというのは、建物の1500㎡と駐車場スペース等の部分ということですね。

会長 ほかに発言のある方は挙手願います。

矢野委員 今回の件については建物の貸借も入っているということですが、例えば一般の住宅ですと貸し借りすると震災等とかで壊れた時にはどちらが責任をもつという話になるが、そういう賃借料ではないのか。例えば倉庫等が壊れた時、賃借料を払っているのだから家主が直すというような。その時になってお互い決めるような話になっているのですか、そういうことまでは何も話してないのですか。

農政係長 建物についてということでしたら、●●農園の所有物ということになりますので、賃借料については地べた部分だけでということになります。

会長 他に発言のある方は挙手願います。

八木沼委員 もう一度確認ですが契約解除の場合、原状回復の経費負担は地主さんがすることになるということですね。

農政係長 そうです。

遊佐委員 正規の土地の賃貸借と原状回復費の契約というのは、本来であれば別物であるべきだと思うのですが。あくまでも土地は土地の賃貸料で、後で原状回復する経費は経費でというのが正規の契約のやり方ではないかと思えます。昔、自分たちがハウス込みで土地を貸借した時、ハウスはハウス、土地は土地での賃貸料別々に契約していましたので今回のやり方ですと、なんか違和感があります。

農政係長 その通りなのですが、同じ農用地の貸し借りという部分で言いますと、今回のやり方をしているのも宮城県の大郷町という場所で、伊達市で建設する工場と同じスケジュールで動いている地区があり、そちらでは田の農用地になるのですが、賃借料に原状回復部分も含め利用権設定を計画して承認されていることから、同様の取り扱いということにしています。

小貫委員 遊佐委員の意見に同感なのですが、金額を高く設定して後付けとして理由をつけるということも考えてしまうので、土地は土地、原状回復部分は回復部分、後々考えても分けて賃貸契約すべきだと思うのですよね。

阿部委員 今回の案件については、市が円滑化団体ということで、主たる業務を農務課が担って事業をやっていることと思うが、実際、こういう事例というのは私も初めての経験でもありますし、最初の部分は我々も関わっていて、いずれは案件が上がってくるとは思っていたのですが、我々には情報が全然きていなかったのです。今回このように農用地利用集積で上げるという部分では本人と会社が詰めている部分では、ちょっと違和感があります。利用集積でやる場合は我々も関わって責任を持ちながら賃貸を進めるのですけれども、これだけの規模の賃貸で内容も異例ですし、最終的に3条ではなく利用集積計画でやるということが何か理由があるのかそれとも契約に関わる部分は市の責任でやっているものなのか多分、我々は関係ない話かと思うが。今までも関わってこなかったのですから。新しい事例ではありますけれども皆さんが危惧するようにいろいろな面で不安要素もあるような気がしています。そこのところの農務課の担当している方はどのように捉えているのでしょうか。

農務課長 今回のケースはですね本当に異例のケースと言いますか、伊達市にしても初めてのことでありまして、手探りの状況でここまで進めてきたというところが実際あります。この●●農園が操業を始めるという部分については、農務課としては推進という立場でこれまでもずっと進めてきていまして、地権者の方とも数回にわたって仲を取り持つようなかたちで話し合いを重ねてきているところです。話し合いの中でも●●農園がエリアとしては北海道での販売を目的とした施設になるのですが、その中で売り上げが伸び悩んだとか、低迷するようなことになってきて撤退するだとかということが出てきた時にはどうするのかという話も実際、当事者間ではなされています。その撤退した後については市の方で別の業者等を探していくといった話をしているところではあります。

八木沼委員 撤退した後、その建物とかは誰の所有物になるのですか。

農務課長 建物については、●●農園の所有物のままですので、他の施設栽培をするような企業もありますから、●●農園さんがそういう企業と売買等をしていく可能性はあると思います。

阿部委員 悪い話を想像するのはあまり良くないのですが、北海道でもあちこち大きな会社に来ては挫折して、ハウスは大量に建ったけども始める前に経営が行き詰ってというような事例が山ほどありますよね。千歳の大きい企業も何度も経営者が変わるとかありましたよね。●●農園は大丈夫かなとは思いますが、やはり建物が建つ地域に住む私達には大丈夫かなといろいろな不安も膨らんでいますので、市にはしっかりとした対応で関わっていただきたいと思います。

会長 他に発言のある方は挙手願います。

遊佐委員 契約期間が約20年間とありますが、20年間満了した時にそこを更地に戻す金額がプラスした部分になると理解してよろしいでしょうか。

農務課長 そうです。

遊佐委員 それでは先ほど言ったとおり、この先5年、10年、途中撤退した場合そこで貸借終わりますよね。そうなっても建物はそこに建っている、お金はもう払わないということになることを、貸主は理解されているのですか。

農務課長 その時点でまとめてお支払するということになるかと思えます。仮に10年で途中撤退することとなったとすると、原状回復料についてはそれから先の分をまとめて支払いするという事です。

小貫委員 最初に言った原状回復料の中に地代も入っているということですが、どこの金額がどういふふうになっているのか私達にはわからないのですが。

農務課長 賃貸借の単価については、農業委員会で公開している畑と田の「上」の金額で、20年間の契約の中では変動することになります、原状回復料については固定額として決まっている、それと固定資産税の納税額これも変動しますが、これらを含めて貸主の方にお支払するという契約になっております。

八木沼委員 ただその固定資産税とか原状回復料をこの賃貸料に含まれているということにしたら、その二項目は農業委員会の専権事項ではないですよ。だからさっき言ったとおり建物については農業委員会が口を出さないかたちで、土地代とそれ以外の部分を分けて契約をすると良いのではないかと思います。

農地係長 原状回復料に関してなのですが、土地の原状回復料について書かれています。土地を造成して建物を建てる、その造成に係る額、それと建物を壊した後に更地に直さないでそのまま返すとか、土地に係る原状回復料になっています。

小貫委員 その原状回復部分について農業委員会で諮るものなのかどうなのかわからないのですが、土地に対しての部分でならわかるのですが、そこを少し整理したいのですが。

会長 その部分もまだ国の方の農地法の改正の部分の中で具体的に出てきておりません。

小貫委員 それでしたらなおさら、その部分は分けて契約した方がいいのではないかと思います。



森委員 これは利用権の設定であり、特殊と言いますが利用権の設定内容の例えば最終的には合意解約をしなければならないとか、単純に値段と期間だけではないと思うんですね。今回は例えばコンクリート舗装をすとか、新たに国の政策で認められるということですが、それ以外のことについては利用権の設定の内容は決められているはずなので、そこから逸脱するようであればそれは別途協議ということにならなければ、我々農業委員は条件設定の中では賃借なのか、所有権移転なのか、期間はいつまでなのか、金額はいくらなのかという協議のやり方できています。それ以外であれば、先ほど言われたハウスの撤去費用ですとか、持込み費用ですとか、そういったものも利用権の設定内容に実質入るのであれば、ある程度協議の必要があるかと思いますが、いつも協議内容以外の部分については、当事者、市も入るのであれば三者協議でもらえると、分かり易いですし今後ともいいのではないかと思います。

三木委員 税務上は固定資産税を算出するにしても、土地と農地と構築物は別々ですよ。

農務課長 所有者が違いますので、賃貸ですので土地の部分については貸主、先ほど話しました店舗ですとか事務所が建物としてみなされるのであれば、その建物に係る税金については●●農園の方で支払うということになります。土地の用途が変わることになって返還となったら貸主。建物の中で生産行為が行われますので設備等について●●農園の方ではもう償却資産という扱いで申告をしてくれていますので、それについても固定資産税として●●農園に出すことになると思います。

森委員 市の方では分けても問題はないですよ。三者できちんと決められることは決めているでしょうから。我々は単純に先ほど言われた伊達市での例えでは、畑の最高額での取引価格が適正であれば利用集積計画の承認することになるでしょうし、それ以外のプラスアルファの部分については利用集積計画とは別に、三者で話し合っ決めていくことが良いのではと思います。補償内容はある程度出尽くしているのでしょうから。土地に関しての算出方法は農業委員会の上限で決めさせてもらっているということでしたので、新たに変わるとなればまた案件として上げてもらうことになるのですが、この面積に対しての上限価格で利用権設定という方法はとれます。それ以外のことは三者の協議事項を契約の中に組込むのが良いのではと思います。我々はあくまで利用集積計画の審議員ですから、先ほど言ったとおり分けた方がいいし、今後、農家間でもハウスの問題ですとか、上物の畜舎のみを貸すとかそういうことも考えられますので、そういう意味で第三者継承することでも考えて、建物と土地は分けて考えるのが良いと思います。

会長 他の地区で利用権の設定は、底の部分、ようするに地べたと畑の部分は利用権設定してその上にコンクリート舗装することを認めて建物が建ったら本来であれば分けて契約するのが本当なので。

阿部委員 現実、先ほどの説明によると農業委員会が推奨している最高額で決定してから変動すると言いましたよね。そうなるとう賃借の金額が農業委員会の表示によって変えると言っているのだから賃借借料が決定していないということになり20年間は金額ではなくその都度、変わるので契約は結べないことになると思いますが。今まで審議している案件は、例えば5年間なら5年間の賃借料はいくらと、5年間経ってまた基準金額変わっていたら再設定で変わった賃借料で契約するというかたちをとっています。

森委員 賃貸料は変わらないですよ。変わるというのはこの賃借料に含んでいる土地の評価額や、土地に対しての補償部分で土地の賃貸料は変わらないということのようです。これらの変動する部分を含めても土地の賃借料は固定で変わらないようにしてあるようです。あとはその総体的なところを我々が審議するのかどうかというところです。利用権の内容というのは改正法も含めて我々が議論するようになっているのかどうか、上物は人のものですし、上物の撤去ということはおそらく農業委員は関わらないところではないかと思いますが、造成かけてコンクリート舗装をしたものに対しての利用権の設定の内容まで我々が案件に取り組む時には、法や仕組みが変わったところまで踏み込んで審議するののかもわかっていないということですよ。とにかく今は分かりませんが、今の段階ではあくまでも土地に対しての利用集積計画の案件を農業委員として審議することではないかと思います。

会長 コンクリート舗装し、撤退した後、そのまま放置されるようになったらその後誰が整備するのとなった時、結局地主がしなければならないですよ。その分も含んだ金額という話です。

森委員 それはそうですよね。ただその件を含めて農業委員が今時点で審議するのはおかしくないですかということですよ。

小貫委員 土地以外の深い部分は今の時点では両者ですることですよ。

八木沼委員 会長と逆のケースも考えられますよね、契約解除になりましたとなった場合、先ほど農務課の方で話ありましたが、その建物を使用してくれる別の業者を探しますよ、となると撤去しないで済むようになりますよね、そうなってくると原状回復料含んでいた賃貸借料ですから、返してくださいと言われることもありますよね。

会長 そうなると、農地法の部分ではなく民事になってくると思うのでそれは別な話になってくると思います。

松下委員 仮に今、20年契約で㎡あたりいくらかとして撤去費用と言っていましたよね。

森委員 撤去するののかも先のことでですからわからないことですよ。現時点の基盤強化促進法の18条第1項というのは変わっていないわけですから、改正法は変わったけども促進法自体は変わっていないのですから、我々が入れるのか入れないのかを議論するのはおかしいと思います。前例がないといっても我々は促進法で審議をしますし、利用集積の案件を農業委員として適正か適正ではないか審議するのみではないかと思います。コンクリート舗装して建物を建てるということは後の話であって、現時点では土地部分の案件が上がって審議をするというのが本当ではないかと思います。撤去費用が見込みで入っていますとか、それは別の話だと思います。

農地係長 撤去費用は入っておりません。先ほども言いましたけども土地の原状回復料ということですよ。

森委員 我々が撤去、撤去と言っているのは、あくまでも万が一の時の話であって、これから20年後も業績もきちんとあれば継続もされるわけですから、ただ万が一のことを心配しているだけの話です。途中で撤退しようが関知しないことで、我々は土地の案件について審議して可決となったら、造成かけてコンクリート用地として使用する関係の詳細な契約を、三者なら三者で決めてもらえるといいと思います。今回は貸す方向で考えますが、ただ今後、貸し借りしたところにコンクリート舗装して施設園芸するという時には、事前に農業委員会の利用権設定の中で貸借の年数についてはしっかり個人の責任において契約するようにと、所有権移転であればしっかり買い手がコンクリート舗装や上物部分も管理するよう言う必要があると思います。

遊佐委員 これ賃貸借の全体の金額を変えないで例えば、反当り1万円という契約にしたとすると、利用集積計画はその金額で上げて、残りは原状回復料として農業委員会ではなく、別な個人的な契約の話し合いを持つことは可能だと思うのですが、どうでしょうか。

事務局長 議案についてもですね、事務局の方でもこれで問題ないかという話も出てくるのではないかと、農業会議の方にも確認しております。その時の回答ではこれで問題はないと、これで許可要件を満たしているということでしたので、今回議案として上げさせてもらいました。

遊佐委員 農業会議に相談したということですが農業委員会の場合、例えば極端に高い場合、極端に低い場合、是正勧告みたいなことをすると聞いていたのですが、この価格は高すぎますよね、何も考えなければ。普通であれば委員会が是正してください高すぎるのではないですか、と声かけするくらいの金額ですよ。これ以上、話が進まないような気がします。

矢野委員 多分、人に聞かれても説明の仕方がないというか、どうなってるのと言われても答えられない感じですよ。

小貫委員 分けてくれていたら、説明もし易いし、わかりやすいと思うのです。

阿部委員 分けた原状回復とかの費用は議案に組込まなくても、別の契約に入れてするといいわけですし、そうでなければここで決められたことというのは他の取引との影響を及ぼすことになると思うのです。

農地係主任 ひとつ補足だったのですが、先ほど賃借料の変更について質問あったかと思いますが、それにつきまして基盤強化法で農地法ベースに考えられているものです。農地法20条の方で賃借の増額減額にうたっておりまして、景気が変わって土地が安くなったですとか、それをふまえて変更することはできますのでそれに合わせて途中見直しは可能です。金額の変更ということは事前にうたっていることをそういう流れで認識しておりますので問題ないかと思えます。

八木沼委員 変更になる場合は委員会の総会にかかるのですか。

農地係長 いいえ、かかりません。そういう事例は今までも数多くあります。農業委員会は届出として預かりますが、総会にはかかりません。

阿部委員 私も著しく金額が変わったために手続きしたことがあります。今回は農業委員会が提示する最高上限で借りて、変動するということは何度も変わるかもしれないということですよ。下がったら下げる、上がったなら上げるということですよ。

森委員 それを我々が決めるのですから、土地の分だけで審議したいから議案を作り直してくださいと言ったらそれは通りますよね。全員一致で、この議案では認められないので土地のみの賃借料で利用集積の議案を上がってきたら審議します、となったら翌月でもできますよね。このままでは根拠がないので審議しかねます。今回の法改正で新たな全国でも一つの事例になるかもしれないということならなおさら、今時点では我々も決めかねるということです。

遊佐委員 最初の方で高いのではないですか、と言ったら撤去費用等も含まれるという説明をされたので、ちょっと話が別になってきてしまったのです。土地の部分と撤去費用の部分のどういう面をみているのか、わかるようなものを上げてほしいということなのです。

佐々木委員 今は更地を貸すということですが、今後を考えるとコンクリートを打った畑を貸すということもありますよね、既にコンクリート打って使っている所を誰かに貸し出すというような。その場合どうするのかなど、いろいろなことを考えなければいけないかと。今回は更地の土地にこれからコンクリートを打つわけですが、そこが空いたときに次の方がそのまま使うとなって借りたとしたら、コンクリートを打っただけとしての価値でなければいけないと思うので、また別段階の違うものができていかないといけないのではないですか。

八木沼委員 なおさら慎重にやらないといけないですね。

森委員 農務課の方はどうですか。

農務課長 今回上げさせていただいたこの賃貸の金額の根拠としては先ほど説明したとおり、土地の部分のコンクリートを敷くことによって、その原状回復料の費用がついているといったような部分があります。今回上げさせてもらった金額については広くとらえると、あくまで土地の話ではありません。それでコンクリートを剥がすというところまで入れるのかどうなのかということですよ。

森委員 農業委員会の案件とすれば土地だけでいいのではないですか、ということなのです。

八木沼委員 土地だけとしたらこの単価はあり得ないということです。地元の人に説明がつかないのです。

阿部委員 一度、今日の総会の中でここまで論議して通すのは難しい案件のようですし、別の総会まで協議してするのがいいのではないですか。今日は裁決して賛成は得られないと思います。

会長 この議案にそのような但し書きですとかはできないのです。ただし、その内に撤去費用が含まれますとか、そういうふうにはできないのです。

阿部委員 我々が分かっているでもこれを公示した場合に、一般の人は不信感を持つと思うので、来月の総会までにもう一度話し合っていて、議案に上げてもらうと良いと思います。

農務課長 支払いの期限が来月12月の中旬ということで合意していることがあるものですから、その部分ははずせないということがあります。それは●●農園さんの支払いとして双方でこの金額をおさえてまして、経理の方でもそのつもりでもう準備を進めているところなのです。

森委員 農業委員会の決定事項で支払金額を今言われたように、我々は土地だけの評価を前提に議案を出し直してくださいという要望であって、その金額も含めて仮に払い込みしてもらっても問題はないと思います。我々は来月の総会で土地部分の対価を審議するというのでいいかと思います。

会長 一応、両者の間では合意していますので今日は議案として上げたのですが、今は言われるように地べたの部分と現状での、賃借料というのはこの地域で大体、最高でも1万円程度かと思います。残りの差額の部分は農業委員会で審議する内容ではないので、両者間で合意してもらうと。それで次回また地べたの部分の議案として上げてもらって審議するというににして、あとこの金額は両者で合意した金額ですので土地を抜いた部分の残りの金額というのは、別のかたちで両者でしてもらうことで、今日はこれで審議はしないということによろしいですか。

(委員挙手)

会長 それではこの案件は継続して審議することといたします。

(農務課職員退席)

会長 次に、議案第3号、現況証明についてを上程いたします。このことについて、次のとおり証明の願い出がありましたので、証明を発給することについて、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第3号について議案書をもとに説明)

会長 次に、地区担当委員より、現況調査の結果を説明願います。

佐藤委員 願出地は、国道37号線から太陽の園に向かって300mほど上がった所にありまして、現地は数十年、住宅と倉庫として利用されており、農地として利用されてなかったことを、地区担当委員3名と事務局1名で確認してきました。以上です。

会長 ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。本件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、本件については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたし

ます。

会長 次に、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを上程いたします。このことについて、伊達市長より農業振興地域整備計画の変更に係る意見書を求められたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第4号について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明に対して発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号2については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号3については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号4については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これもちまして、平成30年第11回農業委員会総会を閉会いたします。

平成 30 年第 12 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年12月 5 日（水）午前10時00分より

2 場 所 北海道伊達市役所第 2 庁舎 第 1 会議室

3 出席委員

農業委員

1 番 八木沼 保幸      2 番 佐藤 和信      3 番 菅原 健一

4 番 畠山 義則      5 番 梅津 和美      6 番 矢野 雅宏

7 番 森 正一      8 番 三木 克輝      9 番 菅原 俊和

農地利用最適化推進委員

板東 俊昭      眞柳 昭夫      広瀬 英俊      遊佐 義秀

佐藤 修      阿部 宏昭      佐々木 園美

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員

松下 敬夫      小貫 豊      白土 健一郎

5 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛田 太郎      農地係長 安藤 雅史      農地係主任 千葉 悠太

経済環境部農務課職員

農務課長 佐々木 剛      農政係長 伊藤 大輔

平成30年第12回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容          | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|------------------|----------|---|----------|----|
| 議案第1号 | 農用地利用集積計画の決定について | 7-1      | 1 | 可        |    |
| 以下余白  |                  |          |   |          |    |



会長 それでは、ただいまから、平成30年第12回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中9名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、議案1件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、推進委員の松下敬夫委員、小貫豊委員、白土健一郎委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号1番、八木沼保幸委員並びに議席番号2番、佐藤和信委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号について議案書をもとに説明）

会長 ただ今の説明に補足があれば、農務課より説明をお願いします。

農政係長 特にありません。

会長 それでは、審議に入ります。7-1について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。

それでは採決します。7-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、7-1については原案のとおり決定いたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

平成 30 年第 13 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年12月25日（火）午前10時00分より

2 場 所 北海道伊達市役所第2庁舎 第1会議室

3 出席委員

農業委員

1 番 八木沼 保幸      2 番 佐藤 和信      3 番 菅原 健一

4 番 畠山 義則      5 番 梅津 和美      6 番 矢野 雅宏

7 番 森 正一      8 番 三木 克輝      9 番 菅原 俊和

農地利用最適化推進委員

板東 俊昭      眞柳 昭夫      遊佐 義秀      松下 敬夫

佐藤 修      小貫 豊      阿部 宏昭      佐々木 園美

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員

広瀬 英俊      白土 健一郎

5 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛田 太郎      農地係長 安藤 雅史      農地係主任 千葉 悠太

平成30年第13回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容                         | 議事<br>番号 | 頁   | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|---------------------------------|----------|-----|----------|----|
| 報告第1号 | 現況証明届出専決処分について                  | 1        | 1   | 承        |    |
| 議案第1号 | 農地法第3条の許可申請について                 | 1        | 2   | 可        |    |
|       |                                 | 2        | 2   | 可        |    |
|       |                                 | 3        | 2   | 可        |    |
|       |                                 | 4        | 2～3 | 可        |    |
|       |                                 | 5        | 3   | 可        |    |
|       |                                 | 6        | 4   | 可        |    |
|       |                                 | 7        | 4～5 | 可        |    |
|       |                                 | 8        | 5   | 可        |    |
|       |                                 | 9        | 5～6 | 可        |    |
| 議案第2号 | 農地法第4条の許可申請について                 | 1        | 7   | 可        |    |
| 議案第3号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について | 1        | 8   | 可        |    |
|       |                                 | 2        | 8   | 可        |    |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について                | 8-1      | 9   | 可        |    |
|       |                                 | 8-2      | 9   | 可        |    |
|       |                                 | 8-3      | 9   | 可        |    |

|       |                  |      |    |   |  |
|-------|------------------|------|----|---|--|
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について | 8-4  | 9  | 可 |  |
|       |                  | 8-5  | 9  | 可 |  |
|       |                  | 8-6  | 10 | 可 |  |
|       |                  | 8-7  | 10 | 可 |  |
|       |                  | 8-8  | 10 | 可 |  |
|       |                  | 8-9  | 10 | 可 |  |
|       |                  | 8-10 | 10 | 可 |  |
|       |                  | 8-11 | 10 | 可 |  |
|       |                  | 8-12 | 11 | 可 |  |
|       |                  | 8-13 | 11 | 可 |  |
|       |                  | 8-14 | 11 | 可 |  |
|       |                  | 8-15 | 11 | 可 |  |
|       |                  | 8-16 | 11 | 可 |  |
|       |                  | 8-17 | 12 | 可 |  |
|       |                  | 8-18 | 12 | 可 |  |
|       |                  | 8-19 | 12 | 可 |  |
|       |                  | 8-20 | 12 | 可 |  |
|       |                  | 8-21 | 13 | 可 |  |

|       |                  |      |    |   |  |
|-------|------------------|------|----|---|--|
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について | 8-22 | 13 | 可 |  |
|       |                  | 8-23 | 13 | 可 |  |
|       |                  | 8-24 | 13 | 可 |  |
|       |                  | 8-25 | 13 | 可 |  |
|       |                  | 8-26 | 13 | 可 |  |
|       |                  | 8-27 | 14 | 可 |  |
|       |                  | 8-28 | 14 | 可 |  |
|       |                  | 8-29 | 14 | 可 |  |
|       |                  | 8-30 | 14 | 可 |  |
|       |                  | 8-31 | 14 | 可 |  |
|       |                  | 8-32 | 14 | 可 |  |
|       |                  | 8-33 | 15 | 可 |  |
|       |                  | 8-34 | 15 | 可 |  |
|       |                  | 8-35 | 15 | 可 |  |
|       |                  | 8-36 | 15 | 可 |  |
|       |                  | 8-37 | 15 | 可 |  |
|       |                  | 8-38 | 16 | 可 |  |
|       |                  | 8-39 | 16 | 可 |  |

|       |                  |      |    |   |  |
|-------|------------------|------|----|---|--|
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について | 8-40 | 16 | 可 |  |
| 以下余白  |                  |      |    |   |  |

会長 それでは、ただいまから、平成30年第13回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中9名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、報告1件、議案4件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、推進委員の広瀬英俊委員、白土健一郎委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成31年1月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番、菅原健一委員並びに議席番号4番、畠山義則委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、報告第1号、現況証明届出専決処分についてを報告いたします。このことについて、次のとおり現況証明を交付したので報告します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告第1号について議案書をもとに説明）

会長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会長 次に、議案第1号、農地法第3条の許可申請についてを上程します。このことについて、次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、委員会の審議を求めます。

それでは、番号1から6まで事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号番号1から6について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号2について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号2については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号3について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号3については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号4について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号4について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号4については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号5について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号5について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号5については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号6について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号6について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号6については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号7及び8ですが森正一委員の案件であることから、会議規則第10条の規定により審議の間、森正一委員の退席をお願いします。

(森正一委員退席)

会長 それでは、番号7から8まで事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第1号番号7から8について議案書をもとに説明)

会長 それでは、審議に入ります。番号7について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。

それでは採決します。番号7について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号7については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号8について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号8について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号8については許可処分相当といたします。

(森正一委員着席)

会長 森正一委員に報告します。番号8については原案のとおり許可処分相当といたしました。



会長 次に、番号9について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第1号番号9について議案書をもとに説明)

会長 それでは、審議に入ります。番号9について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。  
それでは採決します。番号9について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号9については許可処分相当といたします。

会長 続きまして、議案第2号、農地法第4条の許可申請についてを上程します。このことについて、次のとおり農地法第4条第1項の規定による申請がありましたので、委員会の審議を求めます。

なお、本案件については、農業委員会総会の判断及び意見をもとに、農業委員会会長の専決で許可または不許可の処分を行うことといたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第2号について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会長 続きまして、議案第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況についてを上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第3号について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。

八木沼委員 よろしいですか。本日の委員会の承認を得た時点で初めて合意となるべきなら、引渡し日は今日の日付となるべきなのではないでしょうか。

農地係長 引渡しは既に成り立っています。今回、審議していただくのは、引渡しの時期が6ヶ月以内に行われているかという確認事項ということになります。

八木沼委員 解約について反対かどうかという意味ではなくて。

農地係長 そうですね。引渡しの時期が6ヶ月以上となっている場合は、審議されて通らないということもあります。

農地係主任 受理した日から解約して引き渡す日までが6ヶ月以内かを確認するもので、6ヶ月を超えた場合には北海道知事の許可を受けなければならないとなっています。

会長 他に発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号1については原案のとおり受理することといたします。

会長 続きまして、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号2について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号2については原案のとおり受理することといたします。

会長 続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められていますので、委員会の審議を求めます。あわせて、所有権を取得した者から請求があるときは、嘱託登記を行うものとします。

それでは、8-1から8-7まで事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第4号8-1から8-7について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。8-1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-1については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-2については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-3については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-4について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決しま

す。8-4について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は举手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-4については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-5について発言のある方は举手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-5について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は举手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-5については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-6について発言のある方は举手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-6について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は举手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-6については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-7について発言のある方は举手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-7について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は举手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-7については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、8-8及び8-9ですが森正一委員の家族の案件であることから、会議規則第10条の規定により審議の間、森正一委員の退席をお願いします。

(森正一委員退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第4号8-8から8-9について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。8-8について発言のある方は举手願います。

阿部委員 ちょっと聞きたいのですが、このように経営移譲で息子さんが経営者になって、家としてみたら再設定なんですけども、●●●さん本人からみると初めての案件ではないかと思うのですが、こういった事例の場合は再設定という扱いで進めていいのでしょうか。

農地係主任 経営体として一つの同じ案件になると判断しておりまして、世帯の内容も経営主の変更としての今回の案件なので再設定とさせていただきます。

会長 他に発言のある方は举手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-8について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は举手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-8については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-9について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-9について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-9については原案のとおり決定いたします。

(森正一委員着席)

会長 森正一委員に報告します。8-8及び8-9については原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、8-10及び8-11について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第4号8-10及び8-11について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。8-10について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-10について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-10については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-11について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-11について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-11については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、8-12ですが佐藤和信委員の案件であることから、会議規則第10条の規定により審議の間、佐藤和信委員の退席をお願いします。

(佐藤和信委員退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第4号8-12について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。8-12について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-12について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-12については原案のとおり決定いたします。

(佐藤和信委員着席)

会長 佐藤和信委員に報告します。8-12については原案のとおり決定いたしました。

会長 続きまして、8-13から8-32について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第4号8-13から8-32について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。8-13について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-13について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-13については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-14について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-14について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-14については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-15について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-15について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-15については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-16について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-16について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-16については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-17について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-17について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-17については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-18について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-18について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-18については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-19について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-19について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-19については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-20について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-20について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-20については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-21について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-21について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-21については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-22について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-22について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-22については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-23について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-23について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-23については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-24について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-24について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-24については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-25について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-25について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-25については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-26について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-26について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-26については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-27について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-27について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-27については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-28について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-28について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-28については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-29について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-29について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-29については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-30について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-30について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-30については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-31について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-31について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-31については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-32について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-32について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-32については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、8-33ですが白土健一郎委員の案件であります。本日、欠席の届出がありましたので、このまま議事を進めます。

それでは、8-33から8-40まで事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第4号8-33から8-40について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。8-33について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-33について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-33については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-34について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-34について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-34については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-35について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-35について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-35については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-36について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-36について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-36については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-37について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-37について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-37については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-38について発言のある方は挙手願います。

八木沼委員 決定を受ける●●●●さんは先ほど、息子さんに経営移譲する案件でできてきましたが、今回は再設定ということで、あくまで借主は父の●●●●さんで問題ないのでしょうか。

農地係主任 ●●●●さんですが、息子さんに経営移譲するのですが、息子さんはまだ認定農業者の申請を行っていませんので、基盤強化法を使うにあたって今回はお父さんの●●●●さんで契約しております。

会長 他に発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-38について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-38については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、8-39について発言のある方は挙手願います。

遊佐委員 金額が1反あたり●●●●円ぐらいになっており、一般的な金額より高いような気がするのですが。また、ハウス等の上物を含めた値段ということではないですね。

農地係主任 はい。1反あたり●●●●円ぐらいになるんで、確におっしゃるとおり高めにはなっておりますけど、売主が平成18年に買った際の購入価格に近い金額で売買という話になっています。

農地係長 かなり条件の良い土地でして、弄月館から南側の場所で、井戸も整備されていたりします。ハウスもありますが、耐用年数を過ぎていて評価できるようなものではありません。

会長 他に発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-39について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-39については原案のとおり決定いたします。



会長 続きまして、8-40について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。8-40について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、8-40については原案のとおり決定いたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもって、平成30年第13回農業委員会総会を閉会いたします。

平成31年第1回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年1月25日（金）午後3時00分より

2 場 所 北海道伊達市役所第2庁舎 第1会議室

3 出席委員

農業委員

|           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1番 八木沼 保幸 | 2番 佐藤 和信 | 3番 菅原 健一 |
| 5番 梅津 和美  | 6番 矢野 雅宏 | 7番 森 正一  |
| 8番 三木 克輝  | 9番 菅原 俊和 |          |

農地利用最適化推進委員

|        |       |       |        |
|--------|-------|-------|--------|
| 板東 俊昭  | 眞柳 昭夫 | 遊佐 義秀 | 松下 敬夫  |
| 佐藤 修   | 小貫 豊  | 阿部 宏昭 | 白土 健一郎 |
| 佐々木 園美 |       |       |        |

4 欠席委員

農業委員

4番 畠山 義則

農地利用最適化推進委員

広瀬 英俊

5 農業委員会事務局職員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 事務局長 櫛田 太郎 | 農地係長 安藤 雅史 | 農地係主任 千葉 悠太 |
|------------|------------|-------------|

平成31年第1回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容                         | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|---------------------------------|----------|---|----------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の許可申請について                 | 1        | 1 | 可        |    |
|       |                                 | 2        | 1 | 可        |    |
|       |                                 | 3        | 1 | 可        |    |
| 議案第2号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について | 1        | 2 | 可        |    |
|       |                                 | 2        | 2 | 可        |    |
|       |                                 | 3        | 2 | 可        |    |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について                | 9-1      | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 9-2      | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 9-3      | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 9-4      | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 9-5      | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 9-6      | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 9-7      | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 9-8      | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 9-9      | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 9-10     | 4 | 可        |    |

会長 それでは、ただいまから、平成31年第1回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中8名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、議案3件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、議席番号4番、畠山義則委員、推進委員の広瀬英俊委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成31年2月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号5番、梅津和美委員並びに議席番号6番、矢野雅宏委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請についてを上程します。このことについて、次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号2について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号2については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号3について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号3については許可処分相当といたします。

会長 次に、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況についてを上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（議案第2号について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号2について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号2については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号3について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号3については原案のとおり受理することといたします

会長 続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められていますので、委員会の審議を求めます。あわせて、所有権を取得した者から請求があるときは、嘱託登記を行うものとします。

それでは、9-1から9-6まで事務局より説明をお願いします。

事務局（議案第3号、9-1から9-6について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。9-1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。9-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-1については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、9-2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。9-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-2については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、9-3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。9-3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-3については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、9-4について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。9-4について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、9-4については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、9-5について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。9-5について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、9-5については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、9-6について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。9-6について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、9-6については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、9-7ですが白土委員の案件であることから、会議規則第10条の規定に準じて審議の間、白土委員の退席をお願いします。

(白土委員退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第3号、9-7について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。9-7について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。9-7について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、9-7については原案のとおり決定いたします。

(白土委員着席)

会長 白土委員に報告します。9-7については原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、9-8から9-10について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第3号、9-8から9-10について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。9-8について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。9-8について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、9-8については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、9-9について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決しま

す。9-9について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、9-9については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、9-10について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。9-10について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、9-10については原案のとおり決定いたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第1回農業委員会総会を閉会いたします。

平成 31 年第 2 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年 2 月25日 (月) 午後 1 時50分より

2 場 所 北海道伊達市役所第 2 庁舎 第 1 会議室

3 出席委員

農業委員

1 番 八木沼 保幸      2 番 佐藤 和信      3 番 菅原 健一

4 番 畠山 義則      5 番 梅津 和美      6 番 矢野 雅宏

7 番 森 正一      8 番 三木 克輝      9 番 菅原 俊和

農地利用最適化推進委員

板東 俊昭      眞柳 昭夫      遊佐 義秀      松下 敬夫

佐藤 修      小貫 豊      阿部 宏昭      白土 健一郎

佐々木 園美

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員

広瀬 英俊

5 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛田 太郎      農地係長 安藤 雅史      農地係主任 千葉 悠太



平成31年第2回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容                         | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|---------------------------------|----------|---|----------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の許可申請について                 | 1        | 1 | 可        |    |
| 議案第2号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について | 1        | 2 | 可        |    |
|       |                                 | 2        | 2 | 可        |    |
|       |                                 | 3        | 2 | 可        |    |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について                | 10-1     | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 10-2     | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 10-3     | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 10-4     | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 10-5     | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 10-6     | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 10-7     | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 10-8     | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 10-9     | 5 | 可        |    |
| 以下余白  |                                 |          |   |          |    |

会長 それでは、ただいまから、平成31年第2回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中9名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、議案3件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、推進委員の広瀬英俊委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成31年3月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号7番、森正一委員並びに議席番号8番、三木克輝委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請についてを上程します。このことについて、次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。

八木沼委員 参考までに聞きたいのですが、こういう場合の贈与税の扱いはどうなっているのですか。

農地係長 贈与税は譲受人の方で負担することになるのですが、この土地の評価額があまり高くなく、基礎控除額110万円を超えない範囲で贈与できるということになりそうなので、贈与税は課税されない状況になっております。

会長 他に発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会長 次に、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況についてを上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第2号について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号1については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号2について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号2については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号3について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号3については原案のとおり受理することといたします

会長 続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められていますので、委員会の審議を求めます。あわせて、所有権を取得した者から請求があるときは、嘱託登記を行うものとします。

はじめに、10-1ですが佐藤修委員の案件であることから、会議規則第10条の規定に準じて審議の間、佐藤修委員の退席をお願いします。

(佐藤修委員退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第3号、10-1について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。10-1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。10-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、10-1については原案のとおり決定いたします。

(佐藤修委員着席)

会長 佐藤修委員に報告します。10-1については原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、10-2から10-9まで事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第3号、10-2から10-9について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。10-2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。10-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、10-2については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、10-3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。10-3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、10-3については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、10-4について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。10-4について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、10-4については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、10-5について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。10-5について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、10-5については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、10-6について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。10-6について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、10-6については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、10-7について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。10-7について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、10-7については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、10-8について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。10-8について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、10-8については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、10-9について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。10-9について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、10-9については原案のとおり決定いたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これもちまして、平成31年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

平成 31 年第 3 回農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年 3 月25日（月）午前10時00分より

2 場 所 北海道伊達市役所第 2 庁舎 第 1 会議室

3 出席委員

農業委員

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1 番 八木沼 保幸 | 2 番 佐藤 和信 | 3 番 菅原 健一 |
| 4 番 畠山 義則  | 5 番 梅津 和美 | 6 番 矢野 雅宏 |
| 7 番 森 正一   | 8 番 三木 克輝 | 9 番 菅原 俊和 |

農地利用最適化推進委員

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 板東 俊昭  | 眞柳 昭夫 | 広瀬 英俊 | 遊佐 義秀 |
| 松下 敬夫  | 佐藤 修  | 小貫 豊  | 阿部 宏昭 |
| 佐々木 園美 |       |       |       |

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員

白土 健一郎

5 農業委員会事務局職員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 事務局長 櫛田 太郎 | 農地係長 安藤 雅史 | 農地係主任 千葉 悠太 |
|------------|------------|-------------|

平成31年第3回農業委員会総会議事

| 区 分   | 申 請 内 容                         | 議事<br>番号 | 頁 | 可否<br>区別 | 摘要 |
|-------|---------------------------------|----------|---|----------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の許可申請について                 | 1        | 1 | 可        |    |
| 議案第2号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について | 1        | 2 | 可        |    |
|       |                                 | 2        | 2 | 可        |    |
|       |                                 | 3        | 2 | 可        |    |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について                | 11-1     | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 11-2     | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 11-3     | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 11-4     | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 11-5     | 3 | 可        |    |
|       |                                 | 11-6     | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 11-7     | 4 | 可        |    |
|       |                                 | 11-8     | 4 | 可        |    |
| 以下余白  |                                 |          |   |          |    |

会長 それでは、ただいまから、平成31年第3回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中9名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、議案3件となっております。いつものように、慎重な中にも迅速に議事が進みますようお願いいたします。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、推進委員の白土健一郎委員より、総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び平成31年4月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号1番、八木沼保幸委員並びに議席番号2番、佐藤和信委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の千葉主任を指名いたします。

会長 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請についてを上程します。このことについて、次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、委員会の審議を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第1号について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会長 次に、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況についてを上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第2号について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号2について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号2については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号3について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号3については原案のとおり受理することといたします

会長 続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、伊達市長から決定を求められていますので、委員会の審議を求めます。あわせて、所有権を取得した者から請求があるときは、嘱託登記を行うものとします。

はじめに、11-1及び11-2について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第3号、11-1及び11-2について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。11-1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。11-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、11-1については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、11-2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。11-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、11-2については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、11-3ですが森委員の親族の案件であることから、会議規則第10条の規定に準じて審議の間、森委員の退席をお願いします。

(森委員退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第3号、11-3について議案書をもとに説明)

会長 それでは審議に入ります。11-3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。11-3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、11-3については原案のとおり決定いたします。

(森委員着席)

会長 森委員に報告します。11-3については原案のとおり決定いたしました。



会長 次に、11-4について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第3号、11-4について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。11-4について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。11-4について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、11-4については原案のとおり決定いたします。

会長 次に、11-5ですが松下委員の案件であることから、会議規則第10条の規定に準じて審議の間、松下委員の退席をお願いします。

（松下委員退席）

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第3号、11-5について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。11-5について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。11-5について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、11-5については原案のとおり決定いたします。

（松下委員着席）

会長 松下委員に報告します。11-5については原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、11-6から11-8について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第3号、11-6から11-8について議案書をもとに説明）

会長 それでは審議に入ります。11-6について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。11-6について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、11-6については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、11-7について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。11-7について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、11-7については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、11-8について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。11-8について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、11-8については原案のとおり決定いたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第3回農業委員会総会を閉会いたします。